

お客さまの多様化する資金調達ニーズにお応え

「電子記録債権（電子手形）」買取業務を開始

株式会社 滋賀銀行（頭取：大道良夫）は、「電子記録債権（電子手形）」の買取業務を開始いたします。

これは、日本電子債権機構 株式会社（三菱東京 UFJ 銀行の 100% 出資子会社、以下 JEMCO）が提供する「電手決済サービス」に参加し、お客さまが保有する「電子記録債権（電子手形）」の買取業務を行うものです。

当行は、地域金融機関として、地域のお客さまの資金調達ニーズに積極的にお応えしていきます。

業務内容	JEMCO の電手決済サービスに参加するお客さまが保有する電子手形のうち、一定の条件を満たす電子手形の買取りを行います。
業務開始日	平成 22 年 6 月 29 日（火）

1 電子記録債権とは

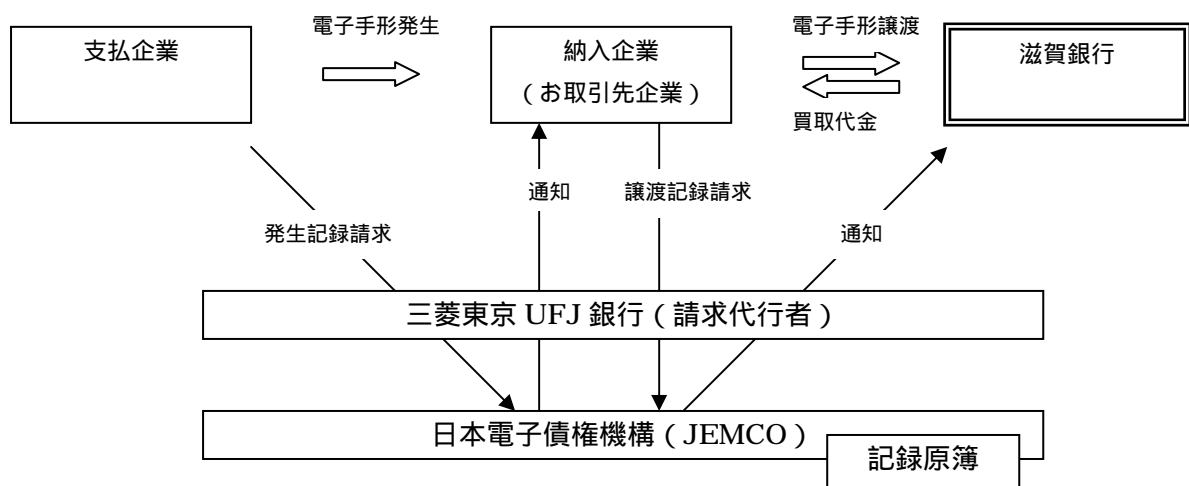
電子記録債権とは、電子債権記録機関の記録原簿に記録することで発生、譲渡等ができ従来の手形や売掛金よりも流通性、安全性に優れた特徴を持つ新たな金銭債権です。

2 電手決済サービスとは

電手決済サービスとは、JEMCO が平成 21 年 8 月に取扱いを開始した「電子記録債権（電子手形）」による決済を行うサービスで、新たな資金決済の仕組みです。

【スキーム】

お客さまは、保有する電子手形を滋賀銀行に譲渡し、資金調達が可能となります。



以 上